

下呂市発表		令和 8 年 8 月 21 日
担当課	担当者	電話番号
人事課	今井正典	0576-24-2222 内線218

市職員の懲戒処分について

地方公務員法第 29 条の規定に基づき、以下のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、その内容を公表します。

記

1. 処分対象者と処分の内容等

処 分 者 : 健康医療部小坂診療所 主任技術主査（理学療法士） 57 歳（男）
 処分内容 : 停職（6 ヶ月）
 処分事由 : 法令違反、不適正処理事務、事務処理懈怠、公文書偽造

管理監督責任として、

健康医療部 部長 1 名
 健康医療部小坂診療所 診療所長 1 名
 〃 管理課長 1 名
 〃 過年度管理課長 2 名
 以上 5 名については指導監督不適正として 訓告 を措置

概 要 : 処分者は令和 3 年 1 0 月から令和 8 年 6 月までの間、小坂介護医療院で実施した訪問リハビリテーション事業において、サービスの実施の際に必要な医師の指示書がないままリハビリサービスを提供した。更に指導権限を有する岐阜県が行う運営指導での指摘を免れる目的で、過去に医師が作成したリハビリ指示書を複写し、リハビリ指示書の捏造を行っていた。またこれ以外にも訪問リハビリサービスを行うために必要な契約書やリハビリ計画等の各種書類を不備のまま放置し適正な手続きを怠っていた。これらの行為の結果、期間中に訪問リハビリを利用した全対象者 32 名のうち 30 名に関する介護報酬及び利用者自己負担分（自主調査では総額 13,552,322 円）が不正な請求であったと考えられる。現在指導監査中であるが、その結果を踏まえ介護報酬等に加え、不正請求にかかる加算分も返還する見込みである。

2. 発令日：令和 8 年 8 月 20 日付

3. その他：処分者は 20 日付で退職した。